



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第83号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1992, 83, p. 1-8
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78894
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

■ 目 次 ■

〈 論 説 〉 唐代 駅 伝 制度 の 構造 と その 運用 (V ・ 完)	荒 川 正 晴	1
〈 新 著 紹 介 〉 郭 媛 「 試 論 隋 唐 之 際 吐 魯 番 地 区 的 銀 錢 」 ・ 林 友 華 「 從 四 世 紀 到 七 世 紀 中 高 昌 貨 幣 形 態 初 探 」 ・ 宋 傑 「 吐 魯 番 文 書 所 反 映 的 高 昌 物 価 と 貨 幣 問 題 」		6
〈 案 内 〉		8
〈 お 詫 び と 訂 正 〉		8

唐代 駅 伝 制度 の 構造 と その 運用 (V ・ 完)

荒 川 正 晴

五 唐代 駅 伝 制度 の 構造

1. 「 糧 馬 通 」

以上検討してきたように、唐代の伝馬は県が単位として直接に、伝馬を利用する官人や公使らに対して通送・供給を保障することにより、駅道を外れて機能できる体制にあった。先にも述べたように、伝馬の設置基準は不明だが、駅制による駅馬の背後にあって唐代の公用交通・運輸を支えていたものこそ、この伝馬だったのである。

ただ唐代の公用交通の基本が駅伝制度にあったと言っても、当然のことながら全ての公用旅行者が駅馬あるいは伝馬を支給されたはずもない。例えば、「唐開元廿一（七三三）年唐益謙・薛光泚・康大之請給過所案卷」に貼りつがれている「唐開元廿一年正月別將唐益謙牒」には、次のように見えている⁽¹⁾。

〔 前 缺 〕

前長史唐姪益謙 奴典信 奴歸命

婢失滿兒 婢綠葉 馬四疋

問得牒、請將前件人畜往福州、檢

無来由、仰答者、謹審。但益謙從四鎮來、見

有糧馬通。奴典信・奴歸命、先有尚書省

過所。其婢失滿兒・綠葉兩人、於此買得。

馬四疋並元是家内馬。其奴婢四人、謹

連元赤及市券、（保）白如前。馬四疋、如不委、

請責保入案。被問依實。謹牒。元

開元廿一年正月 日 別將賞緋魚袋唐益謙牒。

「連、元白。

十一日」

【和訳】

〔前 略〕

「右に掲げた人畜をひきいて福州に往くことを請求しているが、取り調べたところ、その詳しい事情が報告されていないので、仰ぎて答えよ。」との尋問をお受けいたしましたので、謹んで審らかにいたします。およそ私益謙は、四鎮より（福州に）帰還するところであり、現に粮通と馬通を保持しています。奴の典信と婦命については、先に尚書省が発給された過所があります。また婢の失満兒と緑葉の二人は、当地（西州）で買ったものです。馬四疋はすべて家内で生まれた馬であります。奴婢四人については、謹んでその元の赤契と市券を添付いたします。なお保人の上申は先の通りです。また馬四疋についても、もし不明瞭な点があれば、保人をお取り調べください。尋問をお受けしたので、真実によって、謹んで申し上げます。

〔後 略〕

本文書を見ると、前（福州都督府）長史唐循忠の姪である別將の唐益謙が、四鎮から福州に帰還する際に、「粮馬通」というものが供与されていたことが知られる。おそらく彼は別將として四鎮方面における行軍行動に派遣され、押隊官などに充てられていたが、その任務の終了とともに福州に帰還することになったものであろう。「粮馬通」とは、粮通と馬通のことと思われるが⁽²⁾、このうち粮通については、「唐開元廿一（七三三）年西州都督府案卷爲勘給過所事」に次のように見えている⁽³⁾。

倉曹

安西鎮滿放歸兵孟懷福 貫坊州

戸曹。得前件人牒稱、去開元廿年十月七日、從此發行至柳中、卒染時患、交歸不得。遂在柳中安置、每日隨市乞食、養存性命。今患得損、其過所粮通並隨營去。今欲歸貫、請處分者。都督判付倉檢名過者。倉曹參軍李克勤等狀、依檢案内去年十月四日得交河縣申遞給前件人程粮、當已依來遞牒倉給粮、仍下柳中縣遞前訖有實者。安西放歸兵孟懷福去年十月已隨大例給粮發遣訖。今稱染患久在柳中、得損請歸、復來重請行粮、下柳中縣先有給處以否、審勘檢處分訖申、其過所關戸曹准狀者。關至、准狀。謹關。

開元廿一年正月廿一日

功曹判倉曹九思

府

正月廿二日録事

元官 受

史汜友

功曹攝録事參軍

思 付

「檢案、元白。

廿三日」

【和訳】

倉曹より発信

安西鎮の任期満了の帰還兵孟懷福 本貫は坊州

戸曹（の担当官）に申し上げます。右件人の牒によると、「去年の開元二〇年一〇月七日に、ここ（交河県？）から出発して柳中に至ったところ、にわかに病で倒れ帰還することができなくなりました。遂に柳中で養生することとなり、毎日町において乞食をして生き延びるありさまでした。今疾患も癒え、過所と粮通はいずれも携行すべきものとなっています。今本貫に帰還することを望んでおりますので、どうか宜しくご処分の程をお願いいたします。」と言っています。都督の判には、「倉（曹司）に命じて、（管理する関係）名簿を取り調べて過（もうしこ）させよ（報告させよ）。」とありました。倉曹参軍の李克勤らの状には、「関係書類を調べたところ、去年一〇月四日に交河県より粮通の上申を得て、右件人に程粮を支給しています。既に送ってきた粮通によって（交河県？）倉に牒して粮食を支給いたしました。なお（次の粮食供給地となっている）柳中県に粮通を送付し終わったのは事実です。（このことからすれば）安西鎮の帰還兵孟懷福は、去年一〇月に既に規程に従って粮食を支給し終わっていることになります。今（孟懷福は）患って久しく柳中に滞在していましたが、病も癒えて帰還したい旨を申し出るとともに、重ねて行粮を請求しています。柳中県には（粮通を）下しており、先に支給するところがあったかどうか詳らかに取り調べ、処分し終わりましたら上申いたします。なお彼の過所については、戸曹に問い合わせます。」とあります。この関（問い合わせの文書）を受け取りましたら、書面の通り（彼の過所について）ご報告頂きたい。謹んで問い合わせる次第です。

〔後 略〕

本文書によれば、坊州に本貫を有する兵士孟懷福が安西鎮より本貫に帰還する際に、西州の柳中県で病を得て倒れてしまい、改めて糧食を請求していることが知られる。兵募であれば、『冊府元龜』卷一三五帝王部愍征役所収の「開元十四年六月詔」に、「至於兵募、尤令存卹、去給行賜、還給程糧、以此優矜、不合辛苦。」とあるので、帰還に際して程粮が支給されることになっていた。最初の孟懷福の牒を見ると、過所とは別に粮通なるものが存在していたことがうかがえる。手続きとしては孟懷福が交河県司にこの粮通を提出し、県司ではそれを西州に上申し、それに基づいて改めて交河県倉から糧食が支給されることになる。このことは、伝馬を利用できる官人や公使でなくとも、粮通を保持していれば県に対して供給を申請できたこと、換言すれば県が供給の基地として機能したことを明示している⁽⁴⁾。

先の前福州都督府長史唐循忠の姪である別將の唐益謙が四鎮から福州に帰還する際にも、この粮通とさらに馬通が給付されていたのである。馬通の具体的な内容は記されていないが、先の『冊府元龜』卷一三五所収の「開元十四年六月詔」には、「如病患者、遞給驢乘、令及伴侶。」と見え、兵募でも病気になれば、驢の通給が認められていた。したがって別將に与えられた馬通とは、馬驢の通給を保証する公的な証明書だったと考えられる。これも粮通同様に、県において馬驢などの駄畜の通給を受けられるものだったのであろう。

先述したように、折衝都尉や果毅都尉といった軍官が派遣される場合、駅馬や伝馬の利用が許可されていたことを考えれば、それ以下の別將レベルの軍官では、駅馬や伝馬の利用は許可されず、かわって粮通と馬通によって供給・通送が果たされていたことがうかがえるのである。

また先の孟懷福の例からも明らかなように一般兵士の場合、特殊な事情がなければ馬驢を給付することはなかったが、『旧唐書』卷一〇三郭虔瓘伝（『全唐文』卷二〇〇所収、韋湊「諫征安西疏」）には、

虔瓘乃奏請募關中兵一万人往安西討擊、皆給公乘、兼供熟食、勅許之。將作大匠韋湊上疏曰「臣聞兵者凶器、不獲已而用之。（略）又一万行人、詣六千余里、咸給通駄、並供熟食、道次州縣、將何以供。秦・隴之西、人戸漸少、涼州已去、沙磧悠然。遣彼居人、如何得濟。又万人賞賜、費用極多、万里資糧、破損尤広。（略）」

とあり、開元時代に郭虔瓘が関中から兵一万人を募り安西に送り出すことを提言した際に、それら全ての兵士に対して公乗と熟食を支給することを奏請し、それが勅許されている。この公乗とは、続く開元三（七一五）年十一月に書かれた韋湊の上疏から、通駄のことであることがわかる。この要請自体は結局韋湊の上疏によって撤回されるが、この奏請から軍官ではない一般の兵士でも、糧食だけでなく通駄（通送のための駄畜）の供出を途上の州県、おそらくは県に課することが諮られていたことが知られる。時代は異なるが、『新唐書』卷五三食貨志三にも、

江淮錢積河陰、輾輸歲費十七万余緡、行綱多以盜抵死。判度支王彥威置県通群畜万三千三百乘、使路傍民養以取傭、日役一駄、省費甚博。

とあり、州が派遣する行綱の弊害のために、行綱監督下の輸送隊を組織するのに長行輸送のための雇傭体制を取らず、官物を県ごとに通送させようとしていたことが知られる。これによって長行輸送の方法によらない場合、駄畜の通送の単位あるいは基地として県の役割が期待されていたことは明らかである。

2. 「公私馬」

ところで県には、伝馬のように官馬を基本とする馬以外でも、例えば県の命令によって次のような馬が用意されていたことが、「神龍元（七〇五）年高昌県人白神感等辞」から知られる⁽⁵⁾。

神龍元年五月 日高昌縣人白神感等辞

公私馬兩疋 一疋父赤主白神感 壹疋留父 主何師子

府司。神感等先被本縣令備上件馬。然神感

等寄住高寧。今被高寧城通、神感等帳頭

上件馬過司馬遣送州取處分。既是戸備。

望請付所由、准例放免。謹辞。

【和訳】

神龍元年五月 日、高昌県の白神感らが申し上げます。

公私馬二疋 一疋 雄のあかけ 所有者は白神感 一疋 かげの雄 所有者は何師子
府司（の担当官に申し上げます）。神感らは先に高昌県の命令を受け、上件の馬を（戸内に）備えました。然るに神感らが高寧城に寄住していることから、今高寧城から「神感らの預置する上件の馬は、司馬を西州（高昌城）まで送り届けて処分を受けるように。」との通告を受けております。既に（これらの馬は高昌県の命令により）戸（内）に配備されております。どうか担当官にこの辞を回付し、往例に準じて（司馬送遣の件を）放免されんことを要望いたします。謹んで申し上げます。

ここに見える「公私馬」とは、本来私的所有にかかる民間馬が徴発されて半ば官馬的な存在となっていた馬であったと思われる⁽⁶⁾。このような馬を配備することは、駅馬や伝馬の利用を許されない広範囲な官人などの公用旅行にとってはきわめて重要であったと考えられる。とりわけ州と県あるいは県相互を結ぶ公用交通は州県内の行政・司法職務の遂行にとって必須であったことは言うまでもないが、現在のところ伝馬の利用許可書とされる通牒が県レベルで発給される体制になっていたかどうかは詳らかではなく、符券などと同様に地方においては府州にしかその発給権限がなかった可能性も認められる。とするならば、伝馬が駅道を外れて機能できるとはいえ、州県内の公務遂行にとってはその利用はかなり限定されていたとも考えられる。すなわち地方レベルで駅馬や伝馬の利用を許されない広範囲な官人たちの公務遂行のため、先のような馬畜が多く差発され県ごとに準備されていたと推測されるのである。当然のことながら、こうした馬は各地域の公務の多寡により、その配備規模は多様であって一定していなかったと考えられるが、これがいわゆる公用交通の基底部分を支えていたことは疑いなかろう。

3. 駅伝制度と在地社会

これらのことをふまえて考えるならば、県は駅馬や伝馬の利用の有無に関わらず、幅広い公用交通において通送・供給の単位および基地としての機能をもっていたと言えよう。駅伝制度の中で機能する伝馬も、こうした県の日常的な通送・供給体制の基礎の上に立脚して運用されるものであったと思われる。したがって伝馬による通送システム、あるいは官給される官馬に依存する伝馬はやがて消滅していったと推測されるが、県を単位および基地として官人や公使たちに馬畜および糧食を通給する体制は、律令体制の崩壊後も地方レベルでは存続していった可能性が高い。

また今までの行論によって、駅伝制度とは、駅馬と伝馬がともに駅に配置されて機能する公用交通手段であったとする従来の見解は成立しがたいことも明らかになったであろう。すなわち伝馬を利用する公務を帯びた官吏は途上の各県で宿泊の便宜を与えられたり、飲食の応接を受けたりしたのみならず、あわせて県が供出すべき人馬（人夫と伝馬驢）の提供を受けたものと考えられる。ようするに在地社会とそれを統轄する県を基盤にして供給・通送の機能を保持することに伝馬の本質があったと考えられるのである。

このように県に伝馬運用の基礎が置かれていたとすれば、既に浜口重國氏によって明らかにされているところだが、同じく県単位に置かれた漢代の伝との関係を考えなければならないであろう。浜口氏は、漢代には「国家は各県に原則上一個の伝舎を設け、ここに伝馬と伝車を用意するとともに、伝を利用するもの—官用官命のもの若しくは許可を得たものに限られる—の休息宿泊の便に供した」ことを指摘されている⁽⁷⁾。秦漢時代より形成され、その後の時代にも継承されていく中国の駅伝制度の歴史をパースペクティブに見渡す作業は今後の課題として残されているが、その際に伝制を支える基盤が在地社会とそれを統轄する県にあり、まさに県こそが広範囲な公務を帯びた官人や公使たちに対する供給・通送の機能を果たす単位・基地となっていたことを理解しておくべきであろう⁽⁸⁾。

以上、史料的な限界を克服しながら、駅道および館道における公用交通や輸送を果たすため、在地社会を統轄する県を単位・基地として伝馬を設置する原則となっていたことを述べてきたが、もちろんこのことが、唐朝の支配下にあった全ての県に実際に伝馬が一律に配備され、かつ機能していたことを直ちに意味するものではないことは言うまでもない。全土を統治するために必要不可欠となる交通・通信システムの中で駅制は最小限必要となる制度だったのに対して、各県を単位・基地とする伝制は地域の状況に応じて導入されぬこともありえたのであり、これに代わって在地社会の内部に形成されていた交通の伝統を基礎として、往来する官人や公使たちへの通送・供給を果たした地域もあった。その典型的な例が河西以西の中央アジア地域に見られるのである。

【註】

- (1) 73TAM509:8/4-1(a), 8/23(a), 8/4-2(a) (一部) 〈録〉『文書』IX、三一～三二頁。
- (2) 粮通と馬通については、楊徳炳「關於唐代对患病兵士的处理与程糧等問題的初步探索」唐長孺主編『敦煌吐魯番文書初探』武漢大学出版社、一九八三年）、四九六頁、程喜霖「《唐開元二十一年（733）西州都督府勘給過所案卷》考釈—兼論請過所程序与勘驗過所—」（上）（『魏晉南北朝隋唐史資料』第八期、一九八六年）、五六頁参照。
- (3) 73TAM509:8/8(a), 8/16(a), 8/14(a), 8/21(a), 8/15(a) (一部) 〈録〉『文書』IX、五二～五三頁。『文書』には、「檢案元白 二三日」の後ろに紙縫部分を認めているが、実見したところでは、その前で紙は貼りつがれている。
- (4) このほか、落蕃人の帰還および化外人の帰化に際して、養老戸令第一六「没落外蕃」条に、「並給粮通送、使達前所」と伝えられ、これらも糧食を支給され通送されていたことがわかる。唐においても同様であったかどうかは確認できないが、駅馬や伝馬の利用を保証する符券・通牒を給付されなくても、このような人々が県において粮通のようなものによって糧食を支

給されていたことは十分に考えられる。

- (5) N°312.Ast.Ⅲ.4.076. 〈写〉Maspero, Pl. XXXI 〈録〉ibid, p.149.
- (6) 盧向前「伯希和三七一四号背面伝馬坊文書研究」(北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』中華書局、一九八二年)、六八五頁。
- (7) 濱口重國「漢代の伝—特に六乗伝・一乗伝などについて—」(同氏『秦漢隋唐史の研究』下巻 東京大学出版会、一九六六年、所収)、九六五頁。濱口氏にはこの他にも、「漢代の伝舎—特に其の設置地点に就いて—」(同氏、前掲書、所収)がある。
- (8) 愛宕元氏は、漢代の県城について「かなりの数の漢代県城が修復を経つつ、後世の県城として利用され続ける。つまり後世の県城もほぼ同じサイズで、城内人口も同程度と考えてよい」ことを指摘されている。後世とは唐代以降をも含めて考えられているが、県を拠点とする漢代と唐代の伝制の継続性を考える上で、この見解は重要である。同氏『中国の城郭都市—殷周から明清まで—』(中央公論社・中公新書、一九九一年)、八〇、一四二頁。

結 び

以上を要するに、律令体制下の駅伝制度とは、中央と地方とを駅道によって結ぶことに主眼を置いて限定された条件下で運用される駅制と、それを背後で支えるべく、県に通送のための人馬の供出および宿食供給を課し、日常的な公用交通・運輸を担わせた伝制とから成り立っていた。すなわち県が伝馬の直接的な管理を担当し、同時に通送や供給の単位もしくは基地となっていたのである。そもそも県は駅馬や伝馬を利用する公使・官人だけでなく、公務を帯びた広範な使人に対する通送・供給の基地となっていたと思われ、伝制もその上に立脚したものであったと言えることができよう。

ただし河西以西の中央アジア地域(伊州・西州・庭州・北庭・安西)は、同じく辺州に位置づけられながらも、駅や館は設置されたものの、伝制は導入されず、唐朝のこの地域に対する支配方式は、河西地域に対するその単なる延長ではありえなかった。すなわち中央アジア地域に施行されていた交通システムの伝統を基礎にして、唐の鎮守軍が駐留する新たな時代の展開に対応すべく、長行坊制度が機能していたのである。この点にこそ、当地の交通・運輸体系の独自性が認められるのであるが、この問題については別に論じたい。

(完)

☆

☆

☆

☆

新 著 紹 介 IV

◆郭 媛「試論隋唐之際吐魯番地区的銀錢」

(『中国史研究』1990年第4期、19～33)

◆林友華「從四世紀到七世紀中高昌貨幣形態初探」

(中国敦煌吐魯番学会編『敦煌吐魯番学研究論文集』、872～900)

◆宋 傑「吐魯番文書所反映的高昌物価与貨幣問題」

(『北京師範学院学報』1990年第2期、67～76)

上記の郭・林両論文は、主として麴氏高昌国から唐西州時代にかけて、吐魯番地域で流通していた貨幣について専論したものであり、また宋論文も、吐魯番地域の物価問題を中心に据えながらも、同様に当地の貨幣について論及されている。周知の通り、魏晉南北朝時代の中国では、貨幣の流通が著しく衰退した状況にあるのに対して、吐魯番では六世紀の麴氏高昌国時代より貨幣の流通が深く浸透してゆく（銀銭が主体。ただし八世紀以降は銅銭）。この点に関しては、早くより多くの研究者が注目してきたが、とりわけ新出の文書史料が公表されてからは、吐魯番の貨幣をテーマとした論稿は急速に増加している。上記三点の論文も、こうした研究動向と無縁ではなく、吐魯番文書を利用して、それらの分析からそれぞれの関心に基づいてこの問題にアプローチしている。

郭論文では、はじめに吐魯番文書中の各種文書（衣物疏・上奏文書・各種契券等）に見える銀銭記載について検討し、六・七世紀における吐魯番地域での基本通貨が銀銭であったことを明らかにする。またそうした銀銭が広く流通した要因として、吐魯番周辺における銀の産出の可能性（銀山の存在）を認めると同時に、外からのササン銀貨の流入が主にその流通を支えていたことを指摘されている。そしてその媒介者として、当時東西交易活動の中心となっていたソグド人商人を想定される。以上の見解は、これまでの当地の銀銭流通に関する見方を大きく変えるものではないが、六世紀中葉を境にして、銀銭の単位呼称が「枚」から「文」（ただし一例だけ「个」と記される）に変化していることを衣物疏から読みとり、「文」が当地の金・銀銭の基本的な額面単位であるのに対して、「枚」・「个」は当地の貨幣に対するある種の習慣的な呼称であると指摘されていることは注目される。この点については、同様に衣物疏における銭財表現に着目し、五四〇年代になってはじめて「金錢」・「銀銭」という表現が出現しながらも、この時点ではまだ「枚」としてこれを数えるに留まっていたとし、五五〇年代になると「文」という貨幣単位の表示が定着し、流通貨幣として一定の機能を果たす段階になったとするさらに踏み込んだ見解もある（荒川正晴「トルファン出土「麴氏高昌国時代ソグド文女奴隸売買文書」の理解をめぐって」〈『内陸アジア言語の研究』V、1989年〉pp.150～151）。

これに対して、林論文は、四～七世紀におよぶ吐魯番地域の貨幣流通について論じ、郭論文とほぼ同様に、六世紀の中葉以後、同地域で急速に貨幣流通が浸透していくことを認めている。当然貨幣の主体は、出土文書から明らかなように銀銭であるが、ただし本論文では、この銀銭の基本的な来源をササン銀貨に求めることを否定している。林氏は、丁福保編『古銭大辞典』下冊（中華書局、1982年）に、高昌吉利銭について「高昌銭……当是麴氏所鑄……銀鑄此銭。」（pp.1776-1777）とあるのに依拠して、出土文書に見える銀銭とは、この「高昌吉利」銀銭を指しているのではないかと推測される。そしてさらに、先に掲げた銀銭の単位呼称に「枚」と「文」と二種類認められるのは、「枚」とあるのはササン銀貨を指し、「文」は自国で鑄造される「高昌吉利」銀銭を指すと解釈される。しかしながら、「高昌吉利銭」については、銅銭のほかに銀銭が存在することは現在のところ公式には報告されていない。あるいは未発表という可能性もあるが、万が一「高昌吉利」銀銭なるものが存在するとしても、それが出土文書に記載される銀銭と直接結びつくかどうか推測するのは困難であろう。吐魯番周辺地域における銀鋌の存在と史書に見える「西域銀銭」の実態とともに、今後検討すべき課題となろう。

また宋論文は、麴氏高昌国より唐西州時代にわたる当地の物価の変動について、詳細に検討されている。物価を推定する際に、麴氏高昌国では銀銭（本論文ではササン銀貨と認める）価格を基準とする一方、唐西州時代においては、七世紀中は銀銭と銅銭の両価格を併せて採用し、八世紀以降は銅銭を基に判断されている。穀物・織物とその原料・馬畜さらには雇傭価格を個別に算出しているが、高昌国が滅亡して唐の支配が始まると、馬価を除いてほぼ価格が上昇しており、その中でも最も上昇幅が大きかったのは、穀物価格であったと推測される。また安定した価格を保つ馬価は、中国内地に比すれば廉価であったとされ、その原因を遊牧地域に接し容易に馬を交易できる吐魯番の土地柄に求め

られている。物価の動向を出土文書から丹念に追求しているが、六～八世紀にわたって銀錢と銅錢の価値（兩錢の交換率を1：32に固定して算出）を不変のものと認めることは妥当ではなく、少なくとも当地の物価の趨勢を見てとることを試みるならば、困難ではあるが、魏氏高昌国時期・唐西州前期（七世紀）・後期（八世紀）の三時期において形成されるそれぞれの物価体系を明らかにし、それらを時代背景を十分に踏まえて相互に比較評価することが要求されよう。私見では、史料は極めて限られているが、吐魯番では高昌国から西州への大きな時代的変動を経ながらも、概ね相対的な価格体系は安定していたと推測される。今後、唐の吐魯番支配の問題とも関連し、論議を深めていく必要がある。

以上三点の論文が検討の対象とした問題は、これまでも多くの研究者が注目し、取り上げてきたテーマである。しかしながら、銀錢の流通時期に関する共通した認識が定着しつつも、未だに基本的な点で解決を要する問題が残されていることは、この三点の論文からだけでも容易に理解できる。吐魯番出土資料を如何なる方法で分析すれば、これらの問題に迫ることができるのか、大きな課題が今後に残されている。（荒川）

■ 案内 ■

「旅順博物館所蔵品展－幻の西域コレクション－」が、来たる12月12日（土）から来年1月10日（日）までの間、同展実行委員会、京都文化博物館、および京都新聞社などの主催により、京都文化博物館（京都市中京区高倉三条上ル）において開催されます（12月16日、12月28日～1月1日は休館）。

予定される展示品は全部で八七件に上りますが、そのなかには副題にもあるように、「魏孝嵩墓誌」をはじめ、大谷探検隊によってトゥルファン盆地から将来され、その後旅順博物館に収められることになった文物も含まれています。

□ お詫びと訂正 □

本誌第73号の「王素先生著作目録」と第78号の「新著紹介」に一部誤りがありました。王素先生、ならびに読者の皆様に深くお詫びするとともに、以下のように訂正させていただきたいと思えます。

○第73号・王素先生著作目録

- 5 頁 著書（4）：（誤）『隋宣縦横談』⇒（正）『隋宮縦横談』
論文（7）：（誤）「高昌令孤氏の由来」⇒（正）「高昌令狐氏の由来」
6 頁 論文（33）：（誤）「《魏書》中關於李庶光先世郡望的公案」
⇒（正）「《魏書》中關於李庶先世郡望的公案」
論文（35）：（誤）「吐魯番出土伏羲女媧絹画新探」
⇒（正）「吐魯番出土伏羲女媧絹画新探」

○第78号・新著紹介

- 5 頁 劉戈論文の掲載書：（誤）『西域史論叢』⇒（正）『西域史論叢』第三輯

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川 正晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会（The Research Society for Turfan Relics）